

# 「防災行政無線 戸別受信機」を配布します!

町では、令和4年6月に実施した戸別受信機需要調査の結果を受けて、戸別受信機の貸与対象者について、町内すべての世帯で希望される世帯に対して戸別受信機を配布させていただくこととしました。(貸与対象者の年齢制限はありません。)

令和4年12月より戸別受信機を配布いたしますので、**戸別受信機を希望される方は、下記のとおり申請書の提出をお願いします。**

## 目的

戸別受信機は、災害や防犯に関する防災情報などを大野町から町民の皆様のご家庭や事業所へ一斉にお伝えするためのものです。

## 貸与対象

申請時点で、大野町内に住民登録がある方(世帯主)、または町内事業所

## 負担額

**1世帯(事業所)1台 1,000円** ※原則1世帯(事業所)につき1台までとなります。

※ただし、申請時点で以下のいずれかに該当する場合は無償となります。

- 避難所等として指定されている施設
- 公共施設
- 小中学校、こども園、幼稚園
- 児童養護施設
- 聴覚障がい者のみで構成される世帯
- 生活保護受給世帯(生活保護受給者)
- 病院、介護施設(グループホーム含む)
- 障がい者支援施設

## 申請方法

**1 申込はがきの記入**  
右の「申込はがき」に必要事項を記入してください。

**2 申込はがきの郵送**  
右の申込はがきを切り取り、お近くの郵便ポストへ投函してください。(切手は不要です。)

**3 戸別受信機の受取・代金の支払**  
裏面の日程で戸別受信機の配布をいたします。  
各地区公民館にて受け取りをお願いします。  
※受け取りの際は、身分証明書と代金をご持参ください。

**申請期限(投函) ※当日消印有効**

**令和4年11月1日(火)まで**

裏面をご覧ください。

切り取り

郵便はがき

5010590

料金受取人払郵便

岐阜中央局承認

差出有効期間  
令和4年11月3日まで

見  
大野郵便局 留  
日本電気株式会社  
本  
東海支社

大野町防災行政無線  
戸別受信機 申込窓口

岐阜県揖斐郡大野町相羽一〇六六一三



# 戸別受信機 とは

町内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送が、家の中でも聞ける受信機で、現在の防災ラジオに代わる防災行政無線の受信機です。地震情報、国民保護情報、町からの行政情報等が放送されます。

戸別受信機は通常AC電源を使用しますが、停電時には電池でも使用できます。

なお、戸別受信機の使用による電気料金及び電池の費用については使用者負担となります。

通常、戸別受信機を自宅に設置していただくことで放送を受信することができますが、電波の感度がよくない場合には、必要に応じて外部アンテナの取付工事が必要となります。なお、取付工事の費用については、町が全額負担いたします。

## 戸別受信機 イメージ



●サイズ：縦150mm×横200mm×奥行き60mm

切り取り

### 大野町防災行政無線戸別受信機借用申請書

年 月 日

大野町長 様

◆申請者

住 所	
世帯主名	
申請者氏名 (事業所名)	

◆戸別受信機の返還等に関する責任者(※申請者と同じ場合は、記入は不要です。)

氏 名	
-----	--

戸別受信機の貸与を希望しますので、大野町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、外部アンテナが必要な場合には、屋外(屋根、外壁など)のアンテナ設置と屋内配線のための工事(壁に穴をあけるなど)について承諾します。

また、町が戸別受信機の貸与審査及び管理のため、記載した申請内容に係る住民基本台帳及び生活保護に関する情報を確認すること、並びに戸別受信機設置配布のため、工事請負業者に住所、氏名、電話番号の情報を提供することについて同意します。

大野町処理欄 (※ 記入しないでください。)

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世帯番号		貸出日	年 月 日
処理・確認者			
備 考			

## 設置方法

建物の窓際など電波の入りやすい場所に設置し、付属のAC電源アダプターをコンセントに差し込みご使用ください。(添付の単一乾電池も実装してください。)

## 留意事項

- 1 受信機は常に良好な状態で維持管理をお願いします。
- 2 受信機は他人に譲渡、転貸、若しくは担保に供したりできません。
- 3 受信機に異常を発見したときは、直ちに役場へ状況を届け出てください。
- 4 転出等により、必要としなくなったときは、速やかに役場へ返却してください。
- 5 受信機を紛失、滅失したときは、実費を弁償していただきます。
- 6 乾電池代や電気代は利用者にてご負担いただきます。
- 7 戸別受信機借用における負担額1,000円は受信機の返却が生じた場合でも返金いたしませんのであらかじめご了承ください。

## 配布日

※戸別受信機の受け取りの際は、身分証明書と代金をご持参ください。

日程	地区(大字)	受取場所
12月12日(月) 10:00~16:00	第1地区 (黒野、相羽、下方、六里、麻生)	第1公民館
12月13日(火) 10:00~16:00	第2地区 (野、西方、桜大門、大野)	第2公民館
12月14日(水) 10:00~16:00	第3地区 (稲富、古川、寺内、上秋、稲畑)	第3公民館
12月15日(木) 10:00~16:00	第4地区 (牛洞、松山、瀬古、中之元)	第4公民館
12月16日(金) 10:00~16:00	第5地区 (公郷、大衣斐、小衣斐、領家)	第5公民館
12月19日(月) 10:00~16:00	第6地区 (加納、五之里、南方、郡家、上磯、下磯、本庄、下座倉)	第6公民館
12月17日(土) 13:00~20:00	上記日程で 受け取りができない方	町役場

## お問合せ先

開設期間 令和5年2月15日 午後5時まで

日本電気(株) お客様相談窓口

☎ 0120-2345-80

※戸別受信機の電波状況が悪い場合や設置方法がわからない場合、機器不良などの問い合わせはこちらへご連絡ください。  
(受付時間 平日午前9時~午後5時)